

グローバル・スタディーズ研究センター規程

平成 20 年 8 月 1 日 規程第 140 号

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立大学大学院学則第4条の規定に基づき、静岡県立大学大学院国際関係学研究科附属グローバル・スタディーズ研究センター(以下「センター」という。)に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、グローバル化現象に関する研究を行い、「グローバル・スタディーズ」の研究拠点として、日本国内外における国際的諸科学の発展に貢献することを目的とする。

(任務)

第3条 センターは、前条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) グローバリゼーションの現象に関する組織的及び体系的な研究に関すること。
- (2) 日本国内外における関連研究・教育機関等との協力及び連携に関すること。
- (3) その他、センターの目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター研究員
- (4) センター客員研究員
- (5) その他、この規程第9条の規定に基づき設置される運営委員会が必要と認め、国際関係学研究科委員会が承認した者

(センター長)

第5条 センター長は、専任又は兼任の国際関係学研究科教授をもって充てる。

2 センター長は、この規程第9条の規定に基づき設置される運営委員会の推挙により国際関係学研究科委員会が指名し、学長がこれを任命する。

3 センター長は、センターを代表し、センターの運営を統括する。

4 センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター研究員のうちからセンター長が指名し、国際関係学研究科長が任命する。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故のあるとき、又はその他の理由によりセンター長が職務を遂行できないときは、その職務を代行する。

3 副センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター研究員)

第7条 センター研究員は、専任又は兼任の国際関係学研究科及び国際関係学部教授、准教授、専任講師及び助教のうちから、この規程第9条の規定に基づき設置される運営委員会が指名し、国際関係学研究科長が任命する。

2 センター研究員は、この規程第3条の規定に掲げる事項を遂行する。

(センター客員研究員)

第8条 センター客員研究員は、日本国内外における関連分野の研究者のうちから、本人による応募を受けて、この規程第9条の規定に基づき設置される運営委員会が必要と認めた場合に、国際関係学研究科委員会がこれを承認する。

2 センター客員研究員は、この規程第9条の規定に基づき設置される運営委員会が必要と認め国際関係学研究科委員会が承認した期間、この規程第3条の規定に掲げる事項を遂行する。

(運営委員会)

第9条 センターに、センターの運営に関する事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

(事務組織)

第10条 センターの事務を処理するための組織については、別に定める。

(国際関係学研究科委員会への報告)

第11条 センター長は、毎年度末に、その年度におけるセンターの活動の概要及び翌年度における活動計画等についてとりまとめ、国際関係学研究科委員会に報告する。

2 センター長は、前項に掲げるもののほか、センターに関する重要事項について、国際関係学研究科委員会に報告する。

(その他)

第12条 この規程の改正は、運営委員会の発議により、国際関係学研究科委員会の議を経て決定する。

2 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成20年8月1日から施行する。

2 第5条第2項の規定にかかわらず、センター設置後最初のセンター長については、国際関係学研究科長が指名し、学長がこれを任命する。

3 センター設置後最初の運営委員会委員は、センター長の推挙を受けて研究科委員会がこれを承認する。

4 第11条第1項の規定にかかわらず、センター設置後最初の年度の活動計画等については、センターの設置後直ちにセンター長がとりまとめ、国際関係学研究科委員会に報告する。